**鳥獣被害対策に防護柵を設置しましょう**

**鳥獣害防止対策事業補助金**

　岩国市内で農林作物を生産する人、または岩国市内に居住している人で、「被害

防止施設資材」、「鳥獣の追い払い用具」を購入した場合、その購入費の一部を補

助します。

**対象者**

**・岩国市内で農林作物を生産する人**

**・岩国市内に居住している人**

**補助対象**

**・鳥獣害防止対策のために購入する用具・資材（修理費も対象）**

具体例：鳥獣の追い払い用具としての爆竹、花火、忌避剤、威嚇用電動ガン等

田畑へ鳥獣の侵入を防止するための資材としての電気柵、メッシュ柵、ネット柵等

**補助対象外**

**・シシ脅し、防腐剤、ペンキ、工具、送料、手数料、設置工事の工賃**

**・鳥獣害防止の目的を超えた過剰な耐久性を有する資材費**

**・電池・バッテリー等概ね５年以内に買換えが必要な消耗品**

（電気柵本体と一式で購入する際は補助対象になります。）

**補助金額**

**・個人で購入する場合　＝　購入費の2分の1　（年度上限7万5千円）**

※ 上限金額に達するまで、年度内に何回でも申請できます。

**その他**

**※購入前に市役所へ相談いただきたいケース**

①　設置にあたり工事を伴うもの

　　②　威嚇用電動ガンを購入する場合

　　　・環境面に配慮された商品（玉が土に還る等）が補助対象になります。

　　　（注意事項：威嚇や追い払いが目的のため、鳥獣には当てないようにしてください。）

・追い払い目的を超えた趣向性の高い商品は**補助対象外**になる可能性があります。

**※ 資材は、現金またはクレジットカードでご購入ください。金券、商品券、購入店舗のポ**

**イント等を使用された支払金額については、補助対象外になりますのでご注意ください。**

**裏面もあります。**

**申請に必要な書類**

**１．申請書**

**２．請求書**

**３．写真**

・追い払い用具…購入後の用具を確認できる写真

・被害防止柵などの設置物…設置後の遠景・近景写真（**※**電気柵の場合は本体写真も必

要）

**４．領収証とレシート（支払明細書）**

・申請日（申請書提出日）から起算して前１年以内のもの

　・購入物品の内容が分かるもの

**５．相手方登録申出書** （市役所へ口座未登録の方）

**【お問い合わせ先】**

**岩国市　農林水産部　農林振興課　管理班（本庁４階）℡：0827-29-5170**

**由宇総合支所農林建設課　 　℡：0827-63-1114**

**周東総合支所農林課 ℡：0827-84-1117**

**錦総合支所農林建設課 ℡：0827-72-2116**

**美和総合支所農林建設課　　 ℡：0827-96-1112**